

高知県共聴施設整備等事業費補助金 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助対象事業は、難視聴地域において、地上デジタル放送を受信するための次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 有線共聴施設整備事業</p> <p>共聴施設のうち、受信アンテナから各利用世帯までの伝送路がすべて有線で構成された共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）を整備し又は改修する事業であって、次のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 老朽化に伴う更新を行う事業</p> <p>イ 既存の共聴施設のない地域で、難視聴地域であるために有線共聴施設の新設を行う事業</p> <p>(2) 無線共聴施設整備事業</p> <p>共聴施設のうち、各利用世帯までの引込線に当たる部分を無線によって伝送する施設（以下「無線共聴施設」という。）を整備し又は改修する事業であって、次のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 老朽化に伴う既存の有線共聴施設の更新にあたり、無線共聴施設を新たに整備する事業</p> <p>イ 既存の共聴施設のない地域で、難視聴地域であるために無線共聴施設の新設を行う事業</p> <p>2 前項第1号及び第2号に掲げる事業は、併せて実施することができる。</p> <p>3 第1項各号に掲げる事業で整備した施設及び設備は、原則として再度補助対象事業とはしないものとする。</p> | <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助対象事業は、難視聴地域において、地上デジタル放送を受信するための次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 有線共聴施設整備事業</p> <p>共聴施設のうち、受信アンテナから各利用世帯までの伝送路がすべて有線で構成された共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）を整備し又は改修する事業であって、次のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 老朽化に伴う更新を行う事業</p> <p>イ 既存の共聴施設のない地域で、難視聴地域であるために有線共聴施設の新設を行う事業</p> <p>(2) 無線共聴施設整備事業</p> <p>共聴施設のうち、各利用世帯までの引込線に当たる部分を無線によって伝送する施設（以下「無線共聴施設」という。）を整備し又は改修する事業であって、次のいずれかに該当する事業</p> <p>ア 老朽化に伴う既存の有線共聴施設の更新にあたり、無線共聴施設を新たに整備する事業</p> <p>イ 既存の共聴施設のない地域で、難視聴地域であるために無線共聴施設の新設を行う事業</p> <p>2 前項第1号及び第2号に掲げる事業は、併せて実施することができる。</p> <p><u>3 第1項第1号イ及び第2号イに掲げる事業は、整備しようとする共聴施設の受益戸数が5戸以上であることを要件とする。</u></p> <p>4 第1項各号に掲げる事業で整備した施設及び設備は、原則として再度補助対象事業とはしないものとする。</p> |
| <p>第4条～第14条 (略)</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月8日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> | <p>第4条～第14条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月8日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> |

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(追加)

別表第1（第4条、第8条関係）

| 事業の種別 | | 補助対象経費 | 事業実施 主体 | 補助先 | 補助率 等 |
|--------------------|--------------------------------|---|--------------------------|-----|------------|
| 有線共聴 施設整備 事業 | 老朽化更新 | 受益者実負担額と受益者負担基準額 (28,000円に有線受益戸数を乗じて 得た額とする。)を比較していずれか 高い方の金額を付表の経費の総額か ら差し引いた額 | 市町村 又は 住民の 自治組織 | 市町村 | 2分の 1以内 |
| | 難視聴対策による 新設 | 受益者実負担額と受益者負担基準額 (35,000円に有線受益戸数を乗じて 得た額とする。)を比較していずれか 高い方の金額を付表の経費の総額か ら差し引いた額 | | | |
| 無線共聴 施設整備 事業 | 有線共聴の老朽化 更新及び難視聴対 策による新設 | 受益者負担額のある場合は、付表の 経費の総額から受益者実負担額を差 し引いた額 | | | |

注1 高知県テレビ難視聴対策事業（平成6年度～平成18年度）、高知県共聴施設デジタル化支援事業（平成19年度～平成26年度）及び高知県共聴施設整備等事業（平成27年度～）で整備した施設は、原則、対象外とする。

注2 新たな共聴組合の設立に伴う難視聴対策による新設は、当該共聴組合の受益戸数が5戸以上の場合に補助対象とする。また、それ以外の事業は2戸以上の場合に補助対象とする。

注3 自治体が保有する公共施設で実施する事業は補助対象外とする。ただし、公民館など自治体が保有する公共施設を自治体以外が管理している場合、その管理者等の受信設備については補助対象とする。

注4 本整備に伴い不要となる旧設備の撤去費用については、既存の設備等を撤去しなければ機器等を設置できない場合等、改修工事を実施するために直接必要とするものに限り対象とする。

注5 NHK共聴の改修は、組合員の費用負担が28千円/世帯を超える場合のみ補助対象とする。ただし、衛星放送受信装置は補助対象外とする。

注6 国の無線システム普及支援事業費等補助金（辺地共聴施設高度化改修事業）を活用することが可能な事業については補助対象外とする。

（別表第2、付表 省略）

（別記第1号様式～別記第7号様式 省略）

別表第1（第4条、第8条関係）

| 事業の種別 | | 補助対象経費 | 事業実施 主体 | 補助先 | 補助率 等 |
|--------------------|--------------------------------|---|--------------------------|-----|------------|
| 有線共聴 施設整備 事業 | 老朽化更新 | 受益者実負担額と受益者負担基準額 (28,000円に有線受益戸数を乗じて 得た額とする。)を比較していずれか 高い方の金額を付表の経費の総額か ら差し引いた額 | 市町村 又は 住民の 自治組織 | 市町村 | 2分の 1以内 |
| | 難視聴対策による 新設 | 受益者実負担額と受益者負担基準額 (35,000円に有線受益戸数を乗じて 得た額とする。)を比較していずれか 高い方の金額を付表の経費の総額か ら差し引いた額 | | | |
| 無線共聴 施設整備 事業 | 有線共聴の老朽化 更新及び難視聴対 策による新設 | 受益者負担額のある場合は、付表の 経費の総額から受益者実負担額を差 し引いた額 | | | |

注1 高知県テレビ難視聴対策事業（平成6年度～平成18年度）、高知県共聴施設デジタル化支援事業（平成19年度～平成26年度）及び高知県共聴施設整備等事業（平成27年度～）で整備した施設は、原則、対象外とする。

注2 難視聴対策による新設は、受益戸数が5戸以上の場合に補助対象とする。また、それ以外の事業は2戸以上の場合に補助対象とする。

注3 自治体が保有する公共施設で実施する事業は補助対象外とする。ただし、公民館など自治体が保有する公共施設を自治体以外が管理している場合、その管理者等の受信設備については補助対象とする。

注4 本整備に伴い不要となる旧設備の撤去費用については、既存の設備等を撤去しなければ機器等を設置できない場合等、改修工事を実施するために直接必要とするものに限り対象とする。

注5 NHK共聴の改修は、組合員の費用負担が28千円/世帯を超える場合のみ補助対象とする。ただし、衛星放送受信装置は補助対象外とする。

（追加）

（別表第2、付表 省略）

（別記第1号様式～別記第7号様式 省略）